

## SBM ネット フレッツ 光ネクスト ライト 規約

S B Mソリューション株式会社

### 第1条 (総則)

1. 本規約は、会員が、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という)又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という)がフレッツ 光ネクスト、フレッツ 光ライト(以下「フレッツ 光ネクスト、ライト」という)のサービス名称で提供するインターネット接続環境を利用することを前提として、S B Mソリューション株式会社(以下「当社」という)が提供するフレッツ 光ネクストコース、フレッツ 光ライトコース(以下併せて「本サービス」という)を別途利用する当社会員に適用されます。
2. 本サービスについて、本規約に規定のない事項は、会員が別途承諾した各種規約等、また当社が別途提示する事項が準用されます。
3. 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合、変更後の本規約の内容を提示し、改正年月日を付記します。

### 第2条 契約の申し込みと承認

1. 会員は、会員規約、本規約及び当社が別途定める各種規約等に同意し、かつ当社の所定の方法にて本サービスを申し込む必要があります。当社は、申し込みを受け、当社が承認した会員に対して本サービスを提供いたします。
2. 前項の規定にかかわらず、フレッツ 光ネクスト、ライトの利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館及び大使等または学校向け特別割引プラン（スクールタイプ含む）等の当社が別途定める場合には、会員は、本サービスの提供を受けられないことがあります。

### 第3条 サービスの廃止

当社は、都合により本サービスを廃止することがあります。本サービスを廃止するときは、廃止の1カ月前までに当社所定の方法により会員に通知いたします。

### 第4条 解約

1. 本サービスを解約する場合、当社が別途定める方法で届け出てください。
2. 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません。

### 第5条 フレッツ・v6 オプションの申込手続きの代行

1. 当社が本サービスを提供するにあたり、会員はフレッツ・v6 オプション相当の機能が必要となる場合があります。
2. フレッツ・v6 オプションの申し込みが必要な場合、当社は申込手続きを代行できるものとします。

### 第6条 本規約の発効

本規約は、会員に対して当社が本サービスの利用を承認した時点から効力を生じるものといたします。

第7条 会員情報の取り扱い

会員は、本サービスを提供する目的で当社と NTT 東日本又は NTT 西日本との間で会員に関する情報を相互に通知することを、承諾していただきます。

以上

附則

本規約は、2019年3月4日より実施します。

本改正規定は、2020年6月22日より実施します。